環境教育等に係る体験の機会の場の認定に関する事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成15年 法律第130号。以下「法」という。)第20条第1項に規定する体験の機会の場とし て提供される土地又は建物の認定等について、法及び環境教育等による環境保全の取 組の促進に関する法律施行規則(平成24年文部科学省、農林水産省、経済産業省、国 土交通省、環境省令第2号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項 を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 体験の機会の場の認定を受けようとする者は、体験の機会の場の認定申請書(省令別記様式第7)に、別表第1に掲げる書類を添えて、市長に認定の申請をするものとする。

(委員会)

- 第3条 市長は、前条の申請を受けたとき又は体験の機会の場の認定を取り消そうとするときの審査を行うため、体験の機会の場の認定審査委員会(以下「委員会」という。) を設置する。
- 2 委員会は、別表第2に定める関係課の課長をもって組織し、委員長は環境経済局ゼロカーボン推進課長をもって充てる。
- 3 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。
- 4 委員長は、委員のほか、特別な事項について審査する場合、必要があるときは関係 職員の出席を求めることができる。
- 5 委員会の庶務は、環境経済局ゼロカーボン推進課で処理する。 (通知)
- 第4条 市長は、審査の結果、体験の機会の場として認定した場合においては、遅滞なく、 その旨を申請者に対し、第1号様式にて通知する。
- 2 市長は、審査の結果、体験の機会の場として認定しない場合においては、遅滞なく、 その理由を示して、その旨を申請者に対し、第2号様式にて通知する。
- 3 市長は、審査の結果、体験の機会の場の認定を取り消したときは、遅滞なく、その 理由を示して、その旨を申請者に対し、第3号様式にて通知する。 (変更の届出)
- 第5条 認定を受けた体験の機会の場を提供する個人、民間団体等は、法第20条第3項各号に掲げる事項を変更したときは認定体験の機会の場変更届出書(省令別記様式第8)、その提供を行わなくなったときは認定体験の機会の場廃止届出書(省令別記様式第9)により、遅滞なく市長に届け出るものとする。

(認定の有効期間の更新の申請)

第6条 認定の有効期間の更新を受けようとする者は、認定体験の機会の場更新申請書 (省令別記様式第10)により、有効期間満了日の30日前までに、市長に申請を行う ものとする。

(現地確認)

- 第7条 認定を受けようとする者又は認定体験の機会の場の認定の有効期間の更新を受けようとする者は、事業の内容又は施設の状況等必要に応じ市長が当該体験の機会の場に職員を立ち入らせるときは、特別な理由がない限り協力するものとする。 (報告)
- 第8条 省令第12条第1項に規定する運営状況の報告の日は、事業実施年度の翌年度 の6月30日とする。
- 2 省令第12条第2項に規定する運営状況の報告の期間は、2年間とする。 (その他)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1

1 申請及び更新に添付する書類

1 申請及び更新に添付する書類 添付書類	書類名
の種類	
(1)申請者が個人である場合は、その住民	○住民票の写し(申請日前6か月以内の
票の写し	もの)
(2)申請者が法人その他の団体である場合	○株式会社、社団法人、NPO法人等の
は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項	定款がある場合は、定款及び登記事項証
証明書又はこれらに準ずるもの	明書(登記事項証明書については申請日
	前6か月以内に法務局で発行されたも
	の)
	○財団法人については、寄附行為及び登
	記事項証明書(登記事項証明書について
	申請日前6か月以内に法務局で発行され
	たもの)
	○法人格を持たない任意の団体の場合
	は、団体に関する基本的な事項が記載さ
	れているもので次に掲げる事項を含むも
	0
	・団体名
	・団体の連絡先(電話番号、住所等)
	・代表者の氏名及び住所等
	・団体の目的
	・団体が実施している事業や活動等の概
	要
	・役員がいる場合は、役員に関する事項
	・当該書類の策定日、改訂日等
(3)申請者が法第20条第4項各号の規定	○欠格事項に該当しない旨の申出書(別
に該当しないことを説明した書面	紙1)
(認定の取り消し日から2年を経過しない	
者)	
(4)直前の事業年度における認定の申請に	○事業実績報告書(別紙2)
係る体験の機会の場で行う事業の実績を記	〇収支決算書(様式任意)
載した書類	
(5)申請の日の属する事業年度及び翌事業	○事業計画書(別紙3)
年度における事業計画書及び収支予算書	○収支予算書(別紙3)

(6)認定の申請に係る体験の機会の場で行 ○「体験の機会の場」における安全の確 う事業の参加者及び実施者の安全の確保を 保を図る措置(別紙4) 図るための措置(当該事業に係る土地又は建 ○「体験の機会の場」における土地・建 物の管理に関する事項を含む)について記載 物の管理状況(別紙5) した書類 (7)認定の申請に係る体験の機会の場で行 ○「体験の機会の場」の事業に従事する う事業について知識及び経験を有する者の 者の経験及び業務の実施体制(別紙6) 確保の状況その他の業務の実施体制につい て記載した書類 (8)認定の申請に係る体験の機会の場で行 ○参加費用及び定員に関する事項(別紙 う事業の参加に要する費用の額及び当該事 3に含む) 業の参加定員に関する事項を記載した書類 (9)認定の申請に係る土地又は建物の位置 ○当該地の土地公図(申請日前6か月以 を示す地図及び当該土地若しくは建物の登 内に法務局で発行されたもの) ○当該地及び建物の登記事項証明書(申 記事項証明書又はこれに準ずるもの 請日前6か月以内に法務局で発行された もの) ○申請者が当該地の所有権を有しない場 合は、使用する権利を有することを証す る書類の写し ○申請者が当該建物の所有権を有しない 場合は、使用する権利を有することを証 する書類の写し (10)認定の申請に係る体験の機会の場に ○実施者の同意書(別紙7) おいて環境保全の意欲の増進に関する事業 ※ただし、申請者が環境教育等を実施し を実施することについての当該事業の実施 ておらず、土地所有者である場合のみ必 者の同意書 要 (11)暴力団員に該当しないことの誓約書 ○誓約書(別紙8)

(12) その他参考となるべき事項を記載した書類

2 運営の状況の報告(毎年)に添付する提出書類

添付書類の種類	書類名
(1)前年度における認定に係る体験の機会	○前年度の事業計画書(別紙3)
の場で行う事業の実施の状況を記載した書	○体験の機会の場認定事業状況報告書
類	(別紙9)
	○安全確保のための取組実績(任意様式)
	○スタッフに対する安全事前講習会の実
	施状況(任意様式)
(2) (1) の事業に係る収支決算	○前年度の収支決算書(様式任意)

別表第2

構	成	員	
市民協働推進課長			
水みどり環境課長			
廃棄物政策課長			
学校教育課長			
生涯学習課長			
ゼロカーボン推進課	長		

号 年 月 日

殿

相模原市長 (市長名)

体験の機会の場の認定について(通知)

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第3項の規定に基づき、 年 月 日付で申請のありました体験の機会の場については、次のとおり認定します。

体験の機会の場の名称及び						
所在地						
体験の機会の場で行う環境						
保全の意欲の増進に関する						
事業の内容						
体験の機会の場で行う環境						
保全の意欲の増進に関する						
事業の対象となる者の範囲						
認定の申請に係る事業のた	年	月	日から	月	日まで	
めに体験の機会の場を提供						
する期間						

(環境経済局ゼロカーボン推進課担当) 電話番号 042-769-8240

号 年 月 日

殿

相模原市長 (市長名)

体験の機会の場の不認定について(通知)

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第3項の規定に基づき、 年 月 日付で申請のありました体験の機会の場については、次の理由により認定しません。

体験の機会の場の名称及び 所在地	
認定しない理由	

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、相模原市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、相模原市を被告として(訴訟において相模原市を代表する者は、相模原市長となります。)提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(環境経済局ゼロカーボン推進課担当) 電話番号 042-769-8240

号 年 月 日

殿

相模原市長 (市長名)

体験の機会の場の認定の取消しについて(通知)

年 月 日付で認定した体験の機会の場について、次の理由により認定を取り消します。

認定の取消しの理由	体験の機会の場の名称及び 所在地	
	認定の取消しの理由	

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、相模原市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、相模原市を被告として(訴訟において相模原市を代表する者は、相模原市長となります。)提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(環境経済局ゼロカーボン推進課担当) 電話番号 042-769-8240

申出書

(私、当団体、当社)は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(以下「法律」いう。)第20条第4項に定める次の各号には該当していません。

記

- 1 法律第20条の6第1項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- 2 法人その他の団体であって、その役員(法人でない団体にあっては、その代表者)のうちに 前号に該当する者があるもの

年 月 日

相模原市長 あて

所 在 地

名 称

代表者職氏名

備考

- 1 申出者が法人その他の団体の場合にあっては、「所在地」については、主たる事務所の 所在地を記載すること。
- 2 氏名(法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人その他の団体にあっては、その代表者)が署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙2(省令第9条第2項第4号関係)

事業実績書

事業年度	年度
事業名	
参加者数	人
事業の対象者	
実施場所	
事業の内容	

別紙3(省令第9条第2項第5号関係)

年度事業計画書

事業名					
プログラム内容	募集人数	事業の対象者	実施場所	指導者名 及び従事者数	参加費用
	人				
	人				

年度収支予算書

収	入	支	出
項目	収入額	項目	支出額
0.71		A = 1	
合計A		合計B	

A>Bの場合の剰
余金の使途につい
7

- ※1 参加費等による収入、助成金等を記載する。また、事業主からの持ち出し金があれば、それについても記載する。 ※2 講師謝金、場所代、人件費、庶務費等、本事業を実施するためにかかる費用を記載する。 ※3 収入が支出を上回った場合の使途について記載する。例えば、「次年度の事業への繰越」「○○購入のための積立」など。

「体験の機会の場」における安全の確保を図る措置

	「体験の機会の場」における安全の確保を図る措置
安全確保の ための計画・ マニュアル等に ついて	計画・マニュアル等の策定状況(策定時期・内容等)を記載してください。(写しを添付してください。)
スタッフへの 事前講習の 実施について	安全管理体制を確保するために実施しているスタッフへの事前講習の内容や回数等について記載してください。
危険箇所の 周知について	危険箇所がある場合は、危険表示の対応及び参加者への周知方法について記載してください。
事故発生時の対応について	事故発生時に備えて加入している施設賠償責任保険やレクリエーション保険への加入状況等について記載してください。保険等に加入している場合は、証書の写しを添付してください。

「体験の機会の場」における土地・建物の管理状況

	「一个家の機工の場」におりる工地・建物の自埋水伍
土地・建物の 安全点検に ついて	(1) 定期的安全点検実施状況(土地・建物) (2) 危険がある場合の危険回避のための措置状況
	上地、建物の具見乳供にて目入ぶれいも担人の維持は依然の到示サッドはは
付属設備の安全 対策について	土地・建物の付属設備に不具合が生じた場合の維持補修等の計画及び補修状況について記載してください。
その他土地・建物 等の管理につい て	その他、当該事業が行われる建物や土地、土地内の工作物の安全確保・維持管理のために行っていることがあれば、記載してください。

「体験の機会の場」の事業に従事する者の経験及び業務の実施体制

	士业以上,
	事業従事者数 名
	(内訳)
	①当該事業に1年以上従事した経験を有する者 名
	②上記①と同等以上の知識及び技能を有する者名
	上記②の者が有する資格や経験等について記載してくださ
	V,°
town and to be a second	
事業に従事する者の経験	
等について	
	③上記①及び②に該当しない者 名 名
	上記③の者に対する指導体制について記載してください。
	当該業務をどのような体制で実施しているか記載してください。
業務の実施体制	

同意書

私は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条に規定する体験の機会の場において環境保全意欲の増進に関する事業を実施することについて同意します。

年 月 日

相模原市長 あて

氏名 同意者 住所

備考

- 1 同意者が法人その他の団体の場合にあっては、「氏名」については、法人その他の団体名 称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 氏名(法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人その他の団体にあっては、その代表者)が署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

誓約書

暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。)を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約します。

記

- 1 条例第2条第3号に掲げるものに該当していません。
- 2 上記1に違反したときには、本体験の機会の場の認定の解除、その他市が行う一切の措置について異議を述べません。

年 月 日

相模原市長 あて

所 在 地

名 称

代表者職氏名

備考

- 1 誓約者が法人その他の団体の場合にあっては、「所在地」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 氏名(法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人その他の団体にあっては、その代表者)が署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

相模原市暴力団排除条例(抜粋)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

実施状況報告書

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条の4第1項の規定に基づき、 認定に係る体験の機会の場の前年度の運営状況について、次のとおり報告します。

年 月 日

相模原市長 あて

氏名

報告者

住所

(1)前年度における認定に係る体験の機会の場で行う事業の実施状況					
体験の機会の場の名称					
事業名					
プログラム内容					
実施の目的					
実施期間					
実施の回数					
参加に要する費用					
参加者数	人				
事故の有無 (事故内容及び再発防 止措置)					
事業の成果等					
その他					

(2)(1)の事業に係る収支決算

■収入

項目	予算額	決算額	差引額	摘要
計				

■支出

項目	予算額	決算額	差引額	摘要
計				

備考

- 1 報告者が法人その他の団体の場合にあっては、「氏名」について、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 氏名(法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、 本人(法人その他の団体にあっては、その代表者)が署名することができる。 3 事業内容の分かる写真、パンフレット、チラシ等関係資料を添付すること。
- 4 収支決算についてはなるべく具体的に記述し、必要に応じて詳細の分かる資料を添付する
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。